

# 平成26年度定期防衛監察の結果について

平成27年9月30日

防衛省防衛監察本部

## 【目 次】

第 1 全般	1
第 2 入札談合防止	
1 監察の概要	1
(1) 基本的考え方	1
(2) 対象機関等	2
2 監察の結果	2
(1) 入札談合防止を目的とした施策の実施状況等	3
(2) 教育の実施状況及び法令等の理解度	2 1
(3) 入札談合の防止に対する職員の意識	2 3
(4) 年度末の予算執行	2 4
3 その他	2 4
第 3 法令遵守の意識・態勢	
1 監察の概要	2 5
(1) 基本的考え方	2 5
(2) 対象機関等	2 5
2 監察の結果	2 5

(1) 全般	26
(2) 秘密保全	29
(3) 情報保証	31
(4) 個人情報保護の状況	34
(5) 服務事案等への対応	35
(6) メンタルヘルス	37
(7) 武器・弾薬の管理	38
(8) 文書管理	39
(9) 海外渡航承認申請手続	41
(10) 公益通報者保護制度	42
(11) 自衛隊員倫理	43
(12) 毒劇物及び有機溶剤の管理	43
別紙第1 実地監察の対象機関等（入札談合防止）	45
別紙第2 アンケート結果の概要（入札談合防止）	46
別紙第3 実地監察の対象機関等（法令遵守の意識・態勢）	48

## 第1 全般

この報告は、防衛大臣の命を受け、平成26年度に実施した「入札談合防止」及び「法令遵守の意識・態勢」に係る定期防衛監察の結果を取りまとめたものである。

## 第2 入札談合防止

### 1 監察の概要

平成26年度は、装備品等及び役務の調達並びに建設工事及びこれに伴う設計業務等の技術業務を対象として、以下の観点から監察を行った。

#### (1) 基本的考え方

ア 内部部局（経理装備局及び地方協力局）及び装備施設本部（施設計画課及び技術調査官）（以下「内部部局等」という。）を除く対象機関等

(ア) 入札談合防止を目的とした施策の実施状況

① 平成20年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示（平成21年12月21日防衛大臣指示第6号。以下「21年度大臣指示」という。）に基づく施策の実施状況

② 平成22年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示（平成23年11月21日防衛大臣指示第6号。以下「23年度大臣指示」という。）に基づく施策の実施状況

③ 航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案（以下「第1補給処事案」という。）を受けて平成22年12月14日に公表された報告書に記載された改善措置に基づく施策の実施状況

④ その他入札談合防止を目的とした施策の実施状況

(イ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）等の法令の遵守状況

イ 内部部局等

(ア) 経理装備局及び装備施設本部（施設計画課及び技術調査官）

地方防衛局及び地方防衛支局（以下「地方防衛局等」という。）の実施する建設工事の入札及び契約の適正化等を所掌する部署として、地方防衛局等での法令に基づく契約情報の公表漏れ等、防衛監察本部からの指摘を受けての地方防衛局等に対する指導・監督の状況

(イ) 地方協力局

地方防衛局等の管理及び運営一般に関すること、緑地帯の整備等を所掌する部署として、地方防衛局等の実施する緑地帯の整備工事等に関する入札及び契約の適正化の観点による指導・監督の状況

(内部部局等に対しては、以上の観点から監察を実施したため、監察項目は、一部の項目(一者応札等の原因分析、新規業者の開拓、契約に係る情報の公表、談合情報等対応マニュアルの理解度、公益通報者保護制度の理解度、法令等の理解度及び入札談合防止に対する職員の意識)に限定した。)

## (2) 対象機関等

### ア アンケート

法令等の理解度及び入札談合防止に対する職員の意識についてアンケートを実施した。

#### (ア) 対象機関等及び回答者数

別紙第1のとおりである(総回答者数 2, 215名)。

#### (イ) 結果

別紙第2のとおりである。

### イ 実地監察

#### (ア) 対象機関等

別紙第1のとおりである。

#### (イ) 内容

現場等の確認、契約関係書類の調査、調達等関係職員等との面談を行った。

#### (ウ) 延べ日数・人数

監察に充てた延べ日数は50日、面談相手の延べ人数は296名である。

## 2 監察の結果

平成26年度監察の結果、競争性の拡大に向けた各種施策について、全般的に積極的な取組が行われていた。また、いずれの対象機関等(内部部局等を除く。)においても、調達の公正性をゆがめかねないような年度末における無理な予算執行が疑われる案件は認められず、かかる予算執行が許されないとの意識が浸透している状況が認められた。

一方で、業界関係者等との対応、入札談合防止関連の法令、規則及び各種施策の理解度等については、改善すべき状況が認められた。

機関等は、継続的かつ効果的な教育を実施することで、入札談合防止関連の法令等に係る職員の理解度を向上させるとともに、これらに基づく業務の遂行を徹底させる必要がある。

## (1) 入札談合防止を目的とした施策の実施状況等

### ア 競争性の拡大

#### (ア) 競争性の拡大状況

##### a 競争性のある契約方式

競争性のある契約方式（一般競争入札並びに公募を行った上での指名競争入札及び随意契約）の割合について調査を行った結果、多くの対象機関等において、競争性のある契約方式による契約金額の割合が85パーセントを超えていた。しかし、ある対象機関等では、その割合が50パーセント台にとどまっていた。

競争性のある契約方式によらず契約した案件には、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達案件、緊急調達の案件等、随意契約によるほかない案件もある一方で、市販品の調達に関し、取りまとめを行わず、少額で随意契約している案件が見られた。

このような案件については、計画的な調達要求により、取りまとめを行うなどし、競争性のある契約方式を更に拡大する余地がある。

##### b 一者応札、一者応募

競争が行われることを期待して一般競争入札又は公募を行ったにもかかわらず、入札又は公募に応じた者が一者（以下「一者応札等」という。）のみで、実質的に競争が行われなかった案件が多数存在した。対象機関等の特性上、特定の業者の応札しか見込まれないものもある一方で、次のような複数者が応札可能と考えられる案件が多くの対象機関等で見られた。

① 消耗品、備品の調達

② 市販のソフトウェアの調達

③ 物品輸送やパンフレット配布、除草等の役務調達

このような案件については、原因を分析して、公告や公募（以下「公告等」という。）の掲示場所の拡大、仕様書の見直し等を行い、新規業者の参入を促すことで、競争性を更に拡大する余地がある。

#### (イ) 競争性拡大のための施策の実施状況

##### a 競争性のある契約方式拡大のための施策

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）では、予定価格が160万円を超えない財産の買入れ案件については、少額随意契約が可能とされているが、一部の対象機関等において、少額随意契約が可能な金額の上限を自主的に引き下げ、160万円以下の案件についても一般競争入札を行って

た。

また、少額随意契約案件を取りまとめて、一般競争入札を行い、競争性の拡大に努めるとともに、これを規則化している対象機関等も複数認められた。

もっとも、それぞれ半数の対象機関等で、少額随意契約が可能な金額の上限の引下げや少額随意契約案件の取りまとめが行われていなかった。

また、それらの取組を行っている対象機関等においても、多くは契約部署のみの努力に頼っており、例えば、調達要求部署が、規則に従わず、五月雨（さみだれ）式に調達要求を行っているため、契約部署が取りまとめに苦慮している状況が見られた。

競争性拡大のためには、特に市販品の調達に関し、少額随意契約が可能な金額の上限を引き下げる、複数の案件を取りまとめて一般競争入札を行うといった取組により、競争性のある契約方式を拡大することが重要である。

機関等は、契約部署のみならず、調達要求部署も含めて、調達計画を先行的に整備し、一括調達を図る等、組織的に競争性拡大に取り組むことが望ましい。

b 一者応札等を減らすための施策

(a) 一者応札等の原因分析

一者応札等の原因分析について、ほとんどの対象機関等が実施していることを確認した。

さらに、一部の対象機関等では、その分析結果を踏まえて改善策を検討していた。

特に、建設工事については、一者応札等となった件数の割合が、平成23年度から平成25年度にかけて、約10パーセントから約30パーセントへと急激に増加したことを受けて、内部部局等が、一者応札等の原因を分析し、各地方防衛局等に対して、その結果を説明するとともに、改善策等を示した通達を発出するなど、具体的に取り組んでいる状況を確認した。

もっとも、一部の対象機関等においては、一者応札等の原因分析が全く行われていなかった。

また、一者応札等の原因分析を行っていても、不調案件や公募案件に限定して分析を行っていたり、改善策を検討していなかったりする対象機関等が複数見られた。

一者応札等を削減し、競争性を拡大するという目的達成のためには、その原因を分析・解明し、原因を取り除くことが最も効果的である。機関等は、積極的に原因分析を行い、その結果に応じ

て、例えば、①公告等を掲示する場所を拡大する、②公告期間を延長する、③新規業者説明会を開催して入札や公募（以下「入札等」という。）への参加を促す、④入札参加資格や公募の条件を緩和する、⑤仕様書を見直すなどし、多数の業者が入札等に参加できるよう努める必要がある。

(b) 公告等を掲示する場所の拡大

入札等に参加する業者を増やすため、公告等の掲示場所の拡大に関し、次のような推奨される取組が見られた。

① 複数の対象機関等において、地元商工会議所、近傍の駐屯地・基地等に公告等を掲示

② ある対象機関等において、一部の入札案件に関し、地元や近傍のコンサルタント協会、行政書士会等に依頼して、これらのホームページ上に、入札情報を掲載するとともに、対象機関等のホームページへのリンクを設定

③ ある対象機関等において、業界新聞に公告等を掲載

一方で、一部の対象機関等においては、庁舎の掲示板やホームページに公告等を掲示するにとどまっていた。

競争性拡大の観点から、市販品や一般的な役務の調達公告等については、近傍の機関等に掲示するなど、公告等の掲示場所の拡大を図ることが望ましい。

(c) 公告期間の延長

全ての対象機関等（内部部局等を除く。）において、予決令で定められた期間よりも公告期間を長く設定し、公告期間の延長の取組を行っていた。

ただし、ある対象機関等では、第4四半期の調達で、調達要求から納期までの期間が1か月間しかないため、予決令どおりの公告期間（10日間）しか設けていない案件も見られた。

契約部署と調達要求部署とが連携することで、公告期間を十分確保することが望ましい。

(d) 新規業者の開拓

次のような新規業者の参入を促進する具体的な取組が見られた。

① 多くの対象機関等において、入札参加資格を見直し、条件を緩和していた。

② ある対象機関等において、仕様書の見直しを行っていた。

③ ある対象機関等において、業界団体へ赴き、入札参加の呼びかけを行っていた。

④ ある対象機関等において、近傍部隊の担当者との情報交換を行っていた。

もっとも、不調案件以外の案件について、新規業者開拓の取組を行っていない対象機関等や、そもそも新規業者開拓の着意自体がない対象機関等も一部に見られた。

機関等は、競争性を拡大するためには、公告等の掲示場所の拡大や公告期間の延長とともに、新規業者の開拓が重要であることを認識し、業界団体に対する入札参加の呼びかけ等、積極的な取組を行うことが望ましい。

(ウ) 小括

対象機関等の多くは競争性の拡大に努めていた。

特に、一者応札等の原因分析及び新規業者の開拓については、平成25年度報告において、それぞれ半数の対象機関等で実施されていたところ、平成26年度監察では、ほとんどの対象機関等で実施されていた。

また、公告期間の延長の取組が全ての対象機関等（内部部局等を除く）で行われていた。

これらの状況から、競争性の拡大に対する職員の意識や取組が浸透し、定着しつつあるものとして評価できる。

一方で、少額随意契約が可能な金額の上限の引下げや少額随意契約の取りまとめを行っていた対象機関等は一部にとどまっていたことから、これらの取組は依然として浸透していない状況にある。このため、機関等は、更に競争性の拡大に対する職員の意識を高め、これらの取組を推進することが望ましい。

イ 不正防止に向けた組織体制

(ア) 予定価格の算定と契約の分離

多くの対象機関等は、予定価格の算定と、契約方法の決定や入札等の契約事務を別の部署又は担当者に行わせていたが、これらの業務を同一の職員に担当させている対象機関等も複数存在した。

人的制約から、これらの業務の分掌が困難という事情がうかがわれたが、これらの業務が兼務されると、入札が不調とならないよう、予定価格を不適切に高く設定したり、契約の担当者が業者に予定価格を教えたりすることが可能となるため、好ましくない。

人的制約がある場合には、不正防止の観点から、少なくとも案件ごとに、予定価格算定業務と契約事務の担当者を分けるなどして、一連の業務を同一の職員が行わないようにする必要がある。

(イ) 監督の職務と検査の職務の兼職

予決令上、特別の必要がある場合を除き、監督の職務と検査の職務の兼職が禁止されているところ、ある法令遵守の意識・態勢に係る監察の対象機関等の役務調達において、必要性がないにもかかわらず、

監督を担当している職員が検査も担当している状況を確認した。

これらの職務が兼職されると、契約の適正な履行が確保できないおそれがある。

監督の職務と検査の職務を分離し、相互けん制を図って、契約の適正な履行を確保するため、少なくとも、調達案件ごとに監督する職員と検査する職員を交替させるなどして、一連の職務を同一の職員が行わないようにする必要がある。

(ウ) 指名随契審査会等

全ての対象機関等（内部部局等を除く。）は、指名競争入札や随意契約を行おうとする案件について、契約方式、仕様書等の適否の検討を目的とする指名随契審査会等（以下「審査会等」という。）を設けていた。

また、ほとんどの対象機関等において、審査会等が会議形式で行われており、事後的に検証できるよう、審議の内容も記録化されていた。

さらに、ある対象機関等では、審査会等の審議の結果、仕様書の見直しや契約方式の変更を行うことで、新規業者が入札に参加した案件も見られた。

一方で、次のような改善すべき点が見られた。

- ① ある対象機関等において、会議形式による審議がほとんど行われておらず、書類審査が常態化しており、審査会等の形骸化がうかがわれた。
- ② 多くの対象機関等において、調達等関係職員のみで審査会等が構成され、第三者による客観的視点を取り入れていなかった。
- ③ ある対象機関等において、審議の内容が記録化されていなかった。

審査会等が形骸化すれば、競争性のない契約方式が安易に採用されたり、競争性を阻害する内容が含まれる仕様書がそのまま使用されたりするおそれがあることから、形骸化させずに、実際に委員を招集して、会議形式による実質的な審議を行い、その実効性を高める必要がある。

また、競争性、公正性を確保するため、審査会等に、調達等関係職員以外の者を含める等により、第三者の客観的視点を取り入れるとともに、審議内容を、事後的に検証できるよう議事録に詳細に記録することが望ましい。

(エ) 仕様書等の点検体制等

a 仕様書等の点検体制

機能性能仕様書及びカタログ仕様書の記載要領について（経装第14440号。22. 11. 22。以下「カタログ仕様書通知」という。）によれば、カタログ仕様書には、カタログ製品名を複数記

載し、カタログ製品名の後に「又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）」と記載しなければならず、特定の製品名を記載する場合には、製品指定理由書又は調査結果報告書（以下「製品指定理由書等」という。）の作成が必要となる。また、カタログ仕様書通知の趣旨からすれば、調達要求書の規格欄の記載をもって仕様書に代える場合であっても同様にすべきである。さらに、入札状況に係る報告等に関する措置について（防経装第4634号。26.3.31）によれば、調達要求部署及び予定価格算定・契約部署は、一定の要件を満たす案件について、物品・役務等調達関係チェックシートを用いて点検を行うこととされており、カタログ仕様書へのカタログ製品名の複数記載、1企業の1製品を指定した場合の製品指定理由書等の作成に関するチェック項目等が設けられている。

全ての対象機関等（内部部局等を除く。）において、同チェックシートを用いた点検に取り組んでいた。

しかし、次のような、点検の形骸化がうかがわれる状況が認められた。

- ① ある対象機関等において、同チェックシートが作成されていない案件があった。
- ② 複数の対象機関等において、同チェックシートへの記載漏れや誤記入のある案件があった。
- ③ 複数の対象機関等において、仕様書や調達要求書の規格欄にカタログ製品名を複数記載しておらず、かつ、製品指定理由書等を作成していないにもかかわらず、同チェックシートによる点検でこれらが看過されていた。

また、同チェックシートによる点検の対象となっていない工事等の案件についても、仕様書が競争を事実上制限するような内容となっていないか、十分な点検が求められるが、ある対象機関等の契約部署では、仕様書等の内容に係る専門的知識がない等の理由により、仕様書等の点検や、調達要求部署に対する指導が不十分な状況が見られた。

調達要求部署及び契約部署は、同チェックシートを用いた点検を形骸化させることなく、仕様書等の記載に競争性確保の観点から問題がないか、十分点検する必要がある。

特に、カタログ仕様書等については、カタログ製品名が複数記載され、その後に「又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）」と記載されているか、特定の製品が指定されている場合は、合理的な理由等を示した製品指定理由書等が作成されているかを確認する必要

がある。

また、仕様書等の内容が専門的であるため、契約部署において仕様書等を点検することが困難な場合には、指名随契審査会等を利用することも一案である。

b 仕様書等のホームページ掲載

防衛省仕様書等のホームページ掲載基準について（経装第6189号。23.5.17）によれば、競争性の拡大及び公正性・透明性の向上を図るため、入札公告をホームページに掲載する際に併せて仕様書等も掲載するよう努めることとされている。

ほとんどの対象機関等は、仕様書等を適切にホームページに掲載していた。

しかし、ある対象機関等では、不開示情報を含まないにもかかわらず、役務の調達等の案件について、仕様書等を掲載していなかった。

不開示情報が含まれていないものについては、競争性拡大のため、仕様書等をホームページに掲載するよう努める必要がある。

(オ) 3年以上補職替え等のない調達等関係職員

調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の補職替え等について（防人1第262号。14.1.17）によれば、業者との癒着防止のため、調達等関係職員については3年未満で補職替え又は配置替え（以下「補職替え等」という。）しなければならない。また、補職替え等の困難な職員については、その理由等について、上級機関等に報告しなければならないとされている。

一部の対象機関等において、3年以上補職替え等のない調達等関係職員について、上級機関等に対する報告が行われていなかった。

また、法令遵守の意識・態勢に係る監察の対象機関等についても、併せて確認したところ、調達等関係職員の把握漏れにより補職替え等が適切に行われていなかったり、調達関連業務で業者と接触している職員や調達関係書類へ押印している職員が調達等関係職員として管理されていないといった状況が一部に見られた。

これら不適切な管理が行われている原因としては、人事担当者、調達等関係職員及びその管理者が、業者との癒着等により入札談合等に関わるリスクについて、十分認識していないこと、上記事務次官通達が、対象機関等内で、必要な部署に配布されておらず、周知徹底されていないこと等が考えられる。

人事担当者、調達等関係職員及びその管理者は、調達業務に携わる職員が、業者との癒着等により、入札談合に関わるリスクについて、

十分認識する必要がある。人事担当者は、いかなる業務に従事する職員が調達等関係職員に該当するのか十分理解の上、各部署と連携して調達等関係職員を漏れなく把握し、補職替え等適切に管理する必要がある。また、上級機関等から発せられた文書については必要な部署にくまなく配布し、周知徹底することも重要である。

(カ) 会計監査機能

組織内部に会計監査機能を有する対象機関等は、自ら会計監査を実施し、また、会計監査機能を有しない対象機関等は、上級機関等による会計監査を受査することで、全ての対象機関等（内部部局等を除く。）において、会計監査が行われていた。

しかしながら、次のように会計監査が十分機能していない状況が認められた。

① 一部の対象機関等において、平成26年度会計監査項目の重点について（防経監第4920号。26.4.4）により定められた重点監査項目のうち、入札談合防止に係る項目について監査を実施していなかった。

② 一部の対象機関等において、監査を実施又は受査しているにもかかわらず、物品・役務等調達関係チェックシートの作成漏れ、3年以上補職替え等のない調達等関係職員に関する報告未実施といった不具合が看過されていた。

各年度で定められた会計監査の重点項目について、会計監査を適切に実施する必要がある。また、会計監査に当たっては、できる限り直接的な証拠を確認するなどして、問題点を看過しないよう努める必要がある。

(キ) 小括

ほとんどの対象機関等において、指名随契審査会等における実質的審議や審議内容の記録化、仕様書等のホームページへの掲載が適切に行われており、これらの施策が浸透しつつある状況を確認した。

一方で、依然として、多くの対象機関等で仕様書等の点検について、また、複数の対象機関等で予定価格の算定と契約事務の分離について、それぞれ不十分な状況が見られた。

さらに、法令遵守の意識・態勢に係る監察の対象機関等では、監督の職務と検査の職務の兼職という予決令に沿わない業務の実態が認められた。

一方で、依然として、多くの対象機関等で、仕様書等の点検について不十分な状況が見られた。

また、法令遵守の意識・態勢に係る監察の対象機関等では、監督の職務と検査の職務の兼職という予決令に沿わない業務の実態が認めら

れた。

このため、機関等は、これらの不具合の改善を進め、不正防止に向けた組織体制の強化を図る必要がある。

#### ウ 業界関係者等との対応

##### (ア) 情報保全措置等

調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について（防経装第3115号。26.3.14）及び調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領の細部事項について（防経装第3118号。26.3.14）（以下、両者を合わせて「対応要領」という。）によれば、業界関係者等と接触を行う場合に、庁舎内にあつては、会議室等執務室以外の区画で行わなければならない、やむを得ず執務室で接触する必要がある場合には、適切な情報保全措置が施された場所で行わなければならない。

全ての対象機関等（内部部局等を除く。）において、会議室等執務室以外の場所やパーティションにより区画された執務室内の面談場所等、何らかの情報保全措置を施した場所において業界関係者等との対応を行っていた。

しかしながら、次のような改善すべき点が見られた。

- ① 複数の対象機関等において、パーティションは設置されているものの、高さが不十分で、執務室内のパソコン画面等をのぞくことができる状態になっていた。
- ② 複数の対象機関等において、業界関係者等との面談場所への動線上の情報保全措置が不十分であった。
- ③ 一部の対象機関等において、業界関係者等との面談場所に、行政文書ファイルや個人資料が無造作に置かれていた。
- ④ 一部の対象機関等において、業界関係者等と接触を行う場合に、庁舎内にあつては、会議室等執務室以外の区画で接触を行うことが原則であるにもかかわらず、執務室内の情報保全措置が施された場所で接触を行うことが原則と誤解している職員が存在した。

また、法令遵守の意識・態勢に係る監察の対象機関等についても、併せて確認したところ、情報保全措置を施していない執務室で、業界関係者等と対応している状況が一部に見られた。

機関等は、業界関係者等との接触場所における情報保全措置が適切に施されているかを再度確認し、問題があれば速やかに改善する必要がある。併せて、各職員に対し、業界関係者等との接触場所に係る対応要領の規定を、正確に理解させる必要がある。

##### (イ) 接触状況

対応要領によれば、業界関係者等との接触に当たっては、原則として複数の職員で行い、簡易な内容確認を伴う書類等の受渡しを行う場合等であって、やむを得ない事情がある場合に限り、職務上の上級者の了解を得て単独で対応することができることとされている。

複数の対象機関等においては、対応要領のとおり、複数の職員により業界関係者等との対応を行っていた。

しかし、複数の対象機関等においては、対応要領の理解不十分から、対応要領の要件を満たさずに、単独で業界関係者等に対応をしている例が見られた。

機関等は、各職員が対応要領に従って業界関係者等への対応をしているか確認するとともに、引き続き職員への教育を行う必要がある。

#### (ウ) 防衛省の退職者の確認

対応要領によれば、調達等関係業務に従事している職員は、接触する業界関係者等が防衛省の退職者（以下「OB」という。）か否か確認しなければならない。

半数の対象機関等においては、これを踏まえ、OB確認欄を設けた一件一葉式の来訪記録簿を備え付け、業界関係者等に記入させることで、OB確認をスムーズに行える工夫をしていた。

もともと、かかる取組を行っている対象機関等においても、取組が一部の部署に限定されており、職員がOB確認すべきことを知らないため、OB確認を十分に行っていない状況が見られた。

結果として、OB確認を十分行っていたのは、対象機関等の一部にとどまっていた。

このため、機関等は、各職員に対し、対応要領に従ってOB確認を確実に実施するよう教育する必要がある。

#### (エ) 来訪記録簿の作成

来訪記録簿については、業界関係者等との対応状況等を、事後的に検証し、公正性・透明性を担保する観点から、作成が望ましい旨提言しているところであるが、対象機関等において、次のような推奨される取組が見られた。

① 半数の対象機関等が、OB確認欄を設けた一件一葉形式の来訪記録簿を備え付け、OB確認を含め、業界関係者等との接触状況の記録化に努めていた。

② そのうち、ある対象機関等では、通達を発出して「来訪記録簿」の様式を統一し、「来訪記録簿」に「働きかけ」を受けた場合の処置等についても記載することにより、業界関係者等からの働きかけの防止又は抑止を図っていた。

一方で、次のような改善すべき点が見られた。

- ① 一部の対象機関等において、来訪記録簿が全く作成されていなかった。
- ② 複数の対象機関等において、来訪記録簿の作成が一部の部署に限定されており、作成していない部署があった。
- ③ 一部の対象機関等において、来訪記録簿が作成されているものの、書式が一件一葉式ではなく、業界関係者等が他の業界関係者等の来訪状況を確認できる状態となっていた。
- ④ 一部の対象機関等において、記載された来訪記録簿が、会議室に残置され、管理がなされていない状態となっていた。
- ⑤ 複数の対象機関等において、接触した職員名の記載漏れがあったり、代表者1名のみ記載されていたりする来訪記録簿が散見された。また、管理者による来訪記録簿の確認が十分行われていなかった。記録化の趣旨を踏まえ、業界関係者等と接触する可能性のある全ての部署において、記録化を図るとともに、書式を一件一葉とするなどして、来訪者が他者に把握されないように適切に管理することが望ましい。

また、管理者は、各職員による業界関係者等との接触が適切に行われているか来訪記録簿を確認し、対応要領に反する可能性がある場合には指導を行うことが望ましい。

(オ) 働きかけを受けた場合の対応

対応要領によれば、調達等関係業務に従事している職員は、法令等に違反する行為、職務上非公開とすべき情報の公開等を求められるといった働きかけを受けた場合、働きかけを拒否し、直ちに接触を中止するとともに、速やかに「業界関係者等からの働きかけに関する報告書」（以下「報告書」という。）を作成する必要があるところ、全ての対象機関等（内部部局等を除く。）で、働きかけを受けたことがないとの理由で、報告書の作成実績がなかった。

しかし、多くの対象機関等において、働きかけに該当する行為の具体的内容、働きかけを受けた場合に、直ちに接触を中止することや報告書を作成することを知らない職員が幹部職員を含め散見されたことから、業界関係者等から働きかけがあった場合でも、報告書の作成を含め、適切な対応がなされないおそれがある。

働きかけに該当する行為の具体的内容や働きかけを受けた場合の対応について、引き続き教育を行い、周知徹底する必要がある。

(カ) 対応要領の掲示

対応要領の掲示は、業界関係者等に対して注意喚起し、不当な働きかけ等を抑止するとともに、職員に対しても対応要領を周知する上で、効果的手段である。

半数の対象機関等において、業界関係者等が職員と接触できる場所が制限されていることや職員との単独接触が禁止されていることなどを記載した文書を掲示していた。

しかし、複数の対象機関等においては、対応要領の掲示を全く行っていないかった。また、掲示を行っていても、改正前の対応要領を掲示していたり、一部の部署のみにしか掲示していなかったりする対象機関等も複数見られた。

最新の対応要領の掲示を行い、業界関係者等に対する注意喚起、職員への対応要領の周知に活用することが望ましい。

#### (キ) 小括

依然として、多くの対象機関等において、平成25年度報告で指摘した事項に関し、改善が不十分な状況が認められた。

特に、いまだ多くの対象機関等において、情報保全措置及びOB確認が十分実施されておらず、また、半数の対象機関等において、対応要領の要件を満たさずに単独対応している例が見られることは問題である。

さらに、業界関係者等からの働きかけへの対応については、理解が不十分な職員が、幹部職員を含め散見されたことから、適切に対応がなされないおそれがあり、注意が必要である。

かかる状況から、業界関係者等との対応については、より一層の問題意識を持って、改善へ取り組む必要がある。

### エ 契約事務手続の実施状況等

#### (ア) 契約事務手続

契約事務手続に関し、次のような改善すべき点が見られた。

- ① ある対象機関等において、一般競争入札における公告に、事前に告知すべき特約条項を記載していなかった。
- ② ある対象機関等において、輸入品の売買契約に係る調査及び確認について（経装第12947号。19.12.28）に基づく輸入品の調達に係る外国製造業者に対する見積書の真正性の確認をしていなかった。
- ③ ある対象機関等において、入札状況に係る報告等に関する措置について（経装第6187号。23.5.17）に基づく予定価格と落札価格が同一の入札についての報告が適正に行われていなかった。
- ④ ある対象機関等において、仕様書に記載された発注者（対象機関等）が実施すべき事務手続がそのとおりに実施されていなかった。

機関等は、調達の公正性、適正性を確保するため、公告への必要事項の記載、規則に定められた確認行為や報告、仕様書に従った事務手続を確実に行う必要がある。

(イ) 調達要求書等の保管

一部の対象機関等は、予定価格を推測できる予算額が記載されている調達要求書等を鍵のかかる書庫等に保管し、予定価格漏えい防止に努めていた。

一方で、多くの対象機関等において、調達要求書等を鍵がかからない書棚等に保管している状況が見られた。

また、一部の対象機関等で、調達要求関係のデータを部署内の誰でも閲覧できる共有フォルダにパスワード未設定のまま保管している等の状況も見られた。

調達要求書等については、予定価格漏えい防止の観点から、外部から視認することができない鍵のかかる書庫等に保管し、そのデータについてもパスワードを設定する等、当該調達に関係する職員以外の者が容易に閲覧できないよう適切に管理することが望ましい。

(ウ) 予定価格

a 予定価格の算定

半数の対象機関等において、インターネットにより最新の市場価格を調査し、複数年度にわたる実績価格と比較して、最も安い価格を採用するなど、適正に予定価格を算定していることを確認した。

一方で、ある対象機関等において、実績価格を他と比較することなくそのまま予定価格として採用するなど、業者が予定価格を容易に推測できるような算定方法を採用し、その結果、落札率が100%の状況が継続している案件も認められた。

このような状況は、予算の適正かつ効率的な執行の観点から問題である。

複数者からの見積りの徴取、近傍機関等との情報交換やインターネット等を利用した市場調査、市場調査によって得られた市場価格に基づく適正な値引率の算定等、多面的な情報の取得及び検討に基づき、適正な予定価格の算定に努める必要がある。

b 予定価格等の取扱い

多くの対象機関等は、予定価格を推測できる積算価格や計算価格等が記載された資料や予定価格調書（以下「予定価格調書等」という。）を鍵のかかる書庫等に保管するとともに、そのデータについても、担当者以外の者が閲覧できないよう適切に管理し、漏えい防止に努めていた。

一方で、一部の対象機関等において、予定価格調書等を鍵のかからない書庫等に保管しており、また、複数の対象機関等において、予定価格調書等のデータを部署内の誰でも閲覧できる共有フォルダにパスワード未設定のまま保管していた。

予定価格漏えい防止のため、予定価格調書等を鍵のかかる書庫等に保管するとともに、それらの電子データにパスワードを設定するなどして、知り得る者を限定する必要がある。

(エ) 入札

a 入札説明会

業者を一堂に集めて入札説明会を開催することは、入札への参加を希望する業者が相互に分かってしまい、談合を助長することにもなりかねないことから、特段の事情がない限り、差し控えるべきであるが、一部の対象機関等において、業者を一堂に集めて入札説明会を開催していた。

また、ある対象機関等では、入札説明会を複数回に分けて実施していたものの、各回の終了・開始時刻の間隔が短いため、業者が一堂に会し得る状況となっていた。

談合防止の観点から、仕様書の記載を詳細にするなどして、入札説明会を極力行わないようにし、やむを得ない事情により入札説明会を実施する場合には、複数回に分けるとともに、各回の終了・開始時間の間隔を十分に空ける、開催日を複数設けるなどして、業者が一堂に会さないよう配慮することが望ましい。

なお、入札説明会を実施する場合においても、競争性確保の観点から、入札説明会に参加することを入札の参加要件としないことが必要である。

b 入札室への入室

ほとんどの対象機関等において、入札開始前に入札室を解錠した後、入札開始までの間、職員立会いのもと、入札参加者を入札室に待機させていた。

しかし、ある対象機関等では、入札開始までの間、職員の立会いなしに、業者だけを入札室に待機させていた。このような状況は、入札直前に業者間の話合いが可能となるため、入札談合防止の観点から好ましくない。

業者だけを入札室に待機させることのないよう、入札直前に入札室を解錠するか、解錠後入札開始まで職員を立ち合わせることが望ましい。

c 入札実施態勢

全ての対象機関等（内部部局等を除く。）において、複数の職員を立ち合わせて入札を行っていた。その際、ある対象機関等では、独自に作成した「一般競争入札の手順」及び「読上げ原稿」を用いて入札を実施することで、誤って最低入札業者名を読み上げるなどがないよう工夫していた。

また、法令遵守の意識・態勢に係る監察の対象機関等においては、見積書を提出する業者や入札参加業者に対して、その都度、「入札心得、契約心得及び暴力団排除に関する制約事項」を一読させ、職員の前で不正がないことを誓約させることにより、公正な入札に努めている例もあった。

かかる取組は不正防止の観点から有効であり、引き続き実施することが望ましい。

#### d 郵便入札

予決令の規定では郵便入札が禁止されていないものの、建設工事については、建設工事請負契約に係る一般競争入札（基準額未満型）の実施細則について（経施第4335号。21.3.31）により、入札書の提出について、電子入札システムにより行うか、紙入札方式による場合は持参することにより行うものとする旨規定されており、郵便入札が認められていない。

複数の対象機関等においては、当該規定の拡大解釈等により、建設工事以外の案件についても、郵便入札を禁止していた。

しかし、当該規定は、電子入札を推進している建設工事に関するものであり、拡大解釈するのは、不適切である。

建設工事以外の案件については、競争性拡大の観点から郵便入札を認めることが望ましい。

#### e 入札実施回数

装備品等及び役務の調達における改善措置について（防経装第8632号。18.9.7）によれば、入札実施回数は原則2回までとされているが、やむを得ず2回を超える入札を行った場合は、契約担当官等の承認があったことや、2回を超える入札を行うこととした理由等を記録化することが望ましい旨、平成25年度報告においても指摘したところである。

一部の対象機関等は、平成23年度から平成25年度の間、上記通達に従い、2回を超える入札を行わず、再度公告入札を実施していた。

また、一部の対象機関等においては、2回を超える入札を行っていたが、契約担当官等が、2回を超える入札の実施基準を示すとともに、実施した理由の記録化を指示する通知文書を発出し、これに従い、2回を超える入札及びその理由の記録化が行われていた。

一方で、次のような改善すべき点が見られた。

- ① 半数の対象機関等において、契約担当官等による承認なしに、担当者の判断のみで、2回を超える入札を実施していた。
- ② 複数の対象機関等において、契約担当官等から判断権限の委任

を受けたとされる者の判断により、2回を超える入札を実施していたが、委任状等、権限委任の事実を明確化する書類の作成を行っていなかった。

- ③ 複数の対象機関等で、2回を超える入札を実施した際の記録化を行っていなかった。

2回を超える入札が安易に許容されると、業者は、高い金額で当初入札を行い、入札金額を徐々に引き下げることにより、予定価格に近い価格で落札することが可能となり、契約価格の低減が図れなくなる。このため、本来例外であるはずの2回を超える入札が安易に許容され得る上記のような状況は好ましくない。

入札実施回数について、原則として2回が限度であり、例外的に2回を超えて入札を行う場合には、契約担当官等の承認が必要であることを周知する必要がある。契約担当官等から判断権限の委任を受けた者に2回を超える入札の判断を行わせる場合には、委任状等、権限委任の事実を明確化する書類の作成を行うことが望ましい。

また、2回を超えて入札を行ったことの妥当性と公正性を高めるため、判断基準を明確化しておくことが望ましい。

さらに、事後的に検証ができるよう、契約担当官等の承認があったことや2回を超える入札を行うこととした理由等について記録化することが望ましい。

#### (オ) 契約に係る情報の公表

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）によれば、公共工事の発注見通しや契約の実績等について公表することとされているが、確認した限り、いずれの対象機関等においても、適切に公表がなされていた。

一方で、公共調達 of 適正化を図るための措置について（経装第11020号。18.12.7）によれば、予定価格が一定金額を超える契約に係る情報について、一定期間までに公表することとされているが、一部の対象機関等において、公表が漏れている案件や、金額に誤りのある案件が見られた。

その主な原因として、担当部署における公表の重要性に対する認識不足及び担当者任せによるチェック体制の機能不十分が考えられる。

このため、機関等は、部外に対する公表の重要性を認識し、教育や根拠文書の配布等による周知徹底や担当者以外の者に点検させるいわゆるダブルチェックを行うなどして、確実に公表を行う必要がある。

なお、内部部局等において、各地方防衛局等の職員に対し、会議等の際に、契約情報の公表関連文書の確実な関係部署への配布及びダブルチェックによる公表漏れの防止を口頭で指導していることを確認し

た。

(カ) 小括

予定価格の算定については、平成25年度報告に比較して、適切に行っている対象機関等が増加し、改善が進んでいる状況が認められた。

また、入札実施態勢についても、適正な入札手続実施のために、独自に作成した「一般競争入札の手順」等を用いるなどの推奨される取組を行っている対象機関等が見られた。

一方で、依然として、多くの対象機関等で、調達要求書等の保管、予定価格調書等のデータ管理に関し、不十分な状況が見られた。

また、業者を一堂に集めて入札説明会を開催している対象機関等や、契約担当官等による承認なしに2回を超える入札を実施している対象機関等が、平成25年度報告に比較して増加しており、改善が進んでいない状況が認められた。

このため、契約事務手続の実施に関しては、公正性、適正性を確保すべく、引き続き、各職員の意識を高め、改善に取り組む必要がある。

オ 入札過程の監視及び入札結果の検証

(ア) 入札過程の監視に係る法令等の理解度

a 談合情報等対応マニュアルの理解度等

一部の対象機関等において、執務室に談合情報等対応マニュアルに関する掲示を行い、職員及び部外者に対する注意喚起を図っていた。

一方で、次のとおり、談合情報等対応マニュアルの理解が不十分な状況が認められた。

① ある対象機関等では、アンケートにおいて、同マニュアルの存在を知らない、あるいは、聞いたことがあるかも知れない程度である旨回答した職員が3割以上いた。

② 全ての対象機関等において、同マニュアルの存在を知っていても、談合情報を得た場合の対応を知らない者や公益通報者保護制度と混同している者が散見された。

このように、各職員への周知が十分でない場合、談合情報が得られても、同マニュアルに従った処置が適切に採られないおそれがあるため、教育を実施し速やかに周知を図ることが必要である。

b 公益通報者保護制度の理解度

一部の対象機関等において、公益通報要領を掲示したり、独自に公益通報窓口等を記載したカードを作成し、職員に対する周知に努めていた。

一方で、全ての対象機関等において、公益通報者保護制度に関する教育が不十分等の理由により、同制度の存在は知っていても、そ

の趣旨や窓口について知らない職員が散見された。

このため、引き続き、教育・研修、執務室における掲示等により、周知徹底を図る必要がある。

(イ) 入札結果の事後的検証

21年度大臣指示において、各調達機関自らが入札結果の検証態勢の強化を図るよう示されているところ、入札結果の事後的検証について調査を行った結果、ほとんどの対象機関等で、独自の事後的検証が行われていた。

そのうち、ある対象機関等では、全ての一般競争入札案件を対象に、事後的検証を行っていた。

また、ある対象機関等では、監査部署が実施要領に基づき抽出した案件を分析するとともに、契約部署が実施要領のほか調達品や業界の特性を考慮して選定した案件を分析するなど、事後的検証を異なる視点から行っていた。さらに、監査部署が、契約部署に対して行っている事後的検証の要領に関する教育を年1回から年2回以上に増やし、職員の理解度の向上を図るとともに、教育の際、公正取引委員会への通報件数を伝える等、契約部署への情報提供を行い、事後的検証の重要性を周知していた。

一方で、依然として次のような改善すべき点が見られた。

- ① ある対象機関等において、入札監視委員会による事後的検証は行われているものの、対象機関等独自の検証を行っていなかった。
- ② 一部の対象機関等において、上位機関等が対象機関等の入札結果の事後的検証を行っているところ、その検証に際して、対象機関等の主体的関与や上位機関等との連携が見られなかった。また、検証を実施した上位機関等は、検証結果に基づく対象機関等に対する必要な指導を行っていなかった。
- ③ 多くの対象機関等において、検証対象の案件が限定的であったり、落札金額のシェア率等の検証項目が抜けている、複数年度にわたる検証を行っていないなど、分析が不十分であった。
- ④ 多くの対象機関等において、調達要求部署と十分に連携して分析が行われていなかった。

依然として、事後的検証の実施に関し、不十分な対象機関等が多く見られたことから、引き続き事後的検証の重要性、検証要領等を職員に教育した上、機関等独自に検証を行うとともに、分析の対象や項目を拡大する、契約部署と調達要求部署とが連携して検証を行うなど事後的検証を充実させ、談合が疑われる案件を発見した場合には、公正取引委員会に通知する必要がある。

この際、現場の各機関等が効率的かつ効果的な検証を行えるよう、

指導・監督すべき立場にある機関等が、検証の実施状況や内容を把握し、今後の教育・指導等に反映させることが望ましい。

また、検証ツールや具体的な検証要領等について、各機関等相互に情報を共有するなど、緊密に連携することが望ましい。

(ウ) 入札談合情報の取扱い等

一部の対象機関等において、入札談合が疑われると判断した案件については、いずれも公正取引委員会に適切に通知を行っていた。

もともと、先述したとおり、全ての対象機関等において、談合情報等対応マニュアルの理解が不十分な職員が散見されたほか、多くの対象機関等において、十分な事後的検証が行われていない状況が認められた。

談合情報を得た場合に適切な対応が採られるよう、また、談合が疑われる案件を看過することのないよう、機関等は、契約部署のみならず、調達要求部署の職員も含めて、談合情報等対応マニュアル及び公益通報者保護制度を十分理解させるとともに、事後的検証を充実させる必要がある。

(エ) 小括

以上のとおり、多くの対象機関等が21年度大臣指示を受けて入札結果の事後的検証を行っていた上、一部の対象機関等ではあるものの、全ての一般競争入札案件を対象に検証を行ったり、異なる部署が異なる視点から検証を実施するなど、推奨される取組が見られた。

これらの状況から、入札結果の事後的検証に対する職員の意識と取組が浸透し、定着しつつあるものとして評価できる。

一方で、依然として、事後的検証の実施に関し、不十分な状況が多く対象機関等で見られたことから、引き続き、事後的検証の重要性、検証要領等を職員に教育し、事後的検証を充実させる必要がある。

また、全ての対象機関等において、いまだ談合情報等対応マニュアル及び公益通報者保護制度の理解度が不十分な状況が見られたことから、教育方法等について改善の上、引き続き周知徹底を図る必要がある。

## (2) 教育の実施状況及び法令等の理解度

### ア 教育の実施状況等

入札談合防止に関するマニュアルの制定並びに入札談合関連法令等の遵守及びその知識の習得に関する教育の実施について（防経装第6186号。23.5.17）を受け、多くの対象機関等では、計画的に調達等関係職員を対象とする入札談合防止教育を行っていた。

一方で、次のような改善すべき点が見られた。

① 一部の対象機関等において、新着任者に対する教育が行われていな

かった。

- ② 多くの対象機関等において、教育受講者の把握、教育未受講者に対する再度の教育が行われていなかった。
- ③ 複数の対象機関等において、教育資料に対応要領や公益通報者保護制度に関する項目が含まれていなかった。
- ④ 多くの対象機関等において、教育後に、職員の理解度の把握が行われていなかった。

かかる状況から、調達等関係職員全員に漏れなく周知徹底が図られているとは言い難い状況であった。

このため、計画的・定期的に集合教育を実施するほか、新着任者教育及びその他の年次教育等に入札談合防止に関する内容を取り入れ、その充実を図るとともに、教育受講者を把握して、教育未受講者に対する再度の教育を行うなどし、全ての調達等関係職員に、入札談合防止に関する法令・規則や諸施策を体系的に理解させる機会を設ける必要がある。

その際、業務、職務に応じて必要とされる知識には差異があることから、教育対象ごとに教育内容を適切に設定するなどして、各職員が必要な教育を効率的に受けられるよう工夫することが望ましい。教育の内容については、単に入札談合の概論や法律等の紹介にとどまらず、防衛省の調達等の内容や、それらが実務上どのような場面で入札談合と関わってくるのかなどに触れるとともに、防衛省はもとより、他機関や他省庁で生じた具体的事例を交えるなど、業務に即した内容となるよう努める必要がある。

さらに、教育後のテストや教育実施記録の作成を通じて、職員の理解度を把握し、教育効果の分析を行いつつ教育の改善を図る、公正取引委員会等部外からの教育を利用することにより職員意識の変革を図る等、効果的な教育となるよう創意工夫に努め、入札談合防止に関する知識及び意識を着実に高めることが望ましい。

#### イ 法令等の理解度

多くの対象機関等において、基本的事項（入札談合等関与行為の4類型、対応要領等）の理解が不十分な職員が管理者を含め散見され、入札談合防止関連の法令等に対する職員の理解度が高いとは言い難い状況であった。

このため、各職員に、教育内容を理解する必要性を認識させるとともに、理解度の低い内容について知識の底上げを図る等の工夫を行う必要がある。

また、管理者は、教育等を担当者任せにすることなく、自らも正しいリスク認識と警戒心を持ち、職員が知識や意識の不足によって法令に違反することがないように、確実に職員を管理することが必要である。

## ウ 小括

以上のとおり、多くの対象機関等において、計画的に教育は実施されているものの、依然として、入札談合防止関連の法令等に対する職員の理解度が十分と言えない状況にあった。

これは、受講者の把握及び未受講者に対する再度の教育、職員の理解度の把握及び今後の教育への反映を行っていない教育側と、特に調達要求部署の職員に見られるように、競争性の拡大や入札談合は自分とは余り関係がないとの誤った認識を持っている職員側との双方に原因がある。

管理者は、職員に漏れなく教育を受けさせるとともに、教育後はその理解度を確認する等、担当者任せにすることなく、指導・監督を行い、職員の理解度の向上を図る必要がある。

### (3) 入札談合の防止に対する職員の意識

事前に実施したアンケート結果では、多くの対象機関等において、90パーセントを超える職員が入札談合防止に対する意識が「高い」又は「どちらかと言えば高い」と回答した。

その一方で、多くの対象機関等において、実地監察時の面談の際に、法令等の理解度が低い職員や、不調とならなければそれで良しとする職員、一般競争入札の拡大、電子入札システムの推進、総合評価落札方式の採用等により、入札談合が発生するリスクは低いと安易に考えている職員が散見された。

また、陸上自衛隊新多用途ヘリコプターの開発事業の企業選定に係る談合事案（以下「UH-X事案」という。）に関し、入札談合等関与行為防止法に違反するとされた行為について知らない職員が一部に見られ、同事案の教訓が浸透していない状況が認められた。

入札談合を防止するためには、契約及び調達要求部署の職員はもとより、UH-X事案を受けて新たに「調達等関係業務に従事している職員」に加えられた研究開発業務に従事する職員が、それぞれ正しいリスク認識と警戒心を持ち、法令等を十分理解して、これらを遵守することが重要である。

この際、各職員は、官製談合はもちろんのこと、民間事業者間の談合についても、その防止に努めなければならないことを十分認識する必要がある。

また、一部で、UH-X事案について理解が不十分な者が見られ、当事者意識の低下が懸念されることから、調達等関係業務に従事している職員に対する教育の実施について（防経装第3119号。26.3.14）別冊「研究開発等において留意すべき事項のマニュアル」等を活用しつつ、過去の事案に学ぶことで、当事者意識を高める必要がある。

さらに、管理者は、担当者任せにすることなく、自らも正しいリスク認識と警戒心を持ち、職員が知識や意識の不足によって法令等に違反するこ

とがないよう、確実に職員を管理することが必要である。

#### **(4) 年度末の予算執行**

23年度大臣指示において、年度末に残予算の執行を過度に追求しようとするあまり調達公正性をゆがめかねないような無理な予算執行を行うことを厳に慎むよう示されているところ、いずれの対象機関等（内部部局等を除く。）においても、調達公正性をゆがめかねないような無理な予算執行（以下、このような調達を「ゼロ調整」という。）が疑われる案件は認められなかった。

また、法令遵守の意識・態勢に係る監察の対象機関等についても同様であった。

かかる状況から、ゼロ調整防止の意義について、多くの機関等及びその職員に浸透しつつあり、着実に改善されつつあるものと考えられる。

契約を通じて特定の業者との関係が生じれば、それが談合の温床ともなり得ることから、引き続き、ゼロ調整防止の意義を浸透させ、適正な予算執行に努める必要がある。

### **3 その他**

防衛監察本部が監察の過程において検証し不自然さが認められた入札について、機関等に検証を依頼した結果、機関等から公正取引委員会に対し、平成26年度以降、新たに2件（※）の通報がなされている。

- ※ 平成25年度監察において検証を依頼し、平成26年度に通報がなされた案件1件  
平成26年度監察において検証を依頼し、平成27年度に通報がなされた案件1件

### 第3 法令遵守の意識・態勢

#### 1 監察の概要

平成25年度に引き続き、不祥事や事故の要因となり得る組織管理上の問題点の有無の解明に資するため、職務上の事故の防止態勢その他の法令遵守の意識・態勢について、機関等に対し監察を実施した。

また、護衛艦「たちかぜ」乗員の自殺事案（以下「たちかぜ事案」という。）に係る東京高等裁判所の判決を重く受け止め、このような事案の再発を防止する観点から、「コンプライアンスに関する意識の徹底、不適切な部下の指導及び自殺事故の防止並びに情報公開関係業務及び行政文書の管理の適正な実施のための措置の徹底について（防官文第6443号。26.5.8）」により、一層の徹底を図ることとされた措置の実施状況についても監察を実施した。

##### (1) 基本的考え方

平成25年度までの定期防衛監察結果等を踏まえつつ、防衛監察監が選定した対象機関等に対し、情報漏えい等の未然防止（秘密保全・情報保証）、武器・弾薬の管理、個人情報保護の状況、セクシュアル・ハラスメント防止、パワー・ハラスメント防止、文書管理等の観点から調査及び検査を行った。

##### (2) 対象機関等

ア 対象機関等

別紙第3のとおりである。

イ 内容

現場等の確認及び職員との面談を行った。

ウ 延べ日数・人数

監察に充てた延べ日数は274日、面談相手の延べ人数は2,450名である。

#### 2 監察の結果

平成26年度監察の結果、コンプライアンスに関する各種施策について、全般的に積極的な取組が行われている一方、法令遵守に関する教育、管理者等の意識、点検・検査等については、引き続き多くの改善すべき状況が認められた。

内部部局及び各幕僚監部は、防衛省・自衛隊における法令遵守の重要性について引き続き周知に努めるとともに、全省的な取組をより一層活性化させることが望ましい。

以下、監察結果の細部を述べる。

## (1) 全般

### ア コンプライアンスに関する各種施策の実施

防衛省・自衛隊では、組織の精強性や国民からの信頼性の維持・向上の観点から、日々、職員一人一人が法令等を遵守することや社会のルールから逸脱しないよう行動することが必要であり、そのような行動を確保するためにも、コンプライアンスに関する各種施策に取り組むことが期待されている。

平成26年度監察では、次のような推奨される取組が見られた。

- ① 複数の対象機関等において、法令遵守の意識・態勢の強化を目的として、独自にサービス委員会等の設置やコンプライアンス週間等の設定を行っていた。
- ② 一部の対象機関等において、掲示板に、法令遵守の各分野に係るポイントとなる事項を記載した教育資料や、各種相談窓口等を記載した資料を掲示していた。
- ③ 一部の対象機関等において、コンプライアンスに関する関連法令や注意すべき事項等を取りまとめた小冊子を独自に作成し、職員に配付していた。
- ④ 一部の対象機関等において、セクシュアル・ハラスメント相談員、部隊相談員、メンタルヘルス相談窓口、公益通報窓口等を記載したカードを作成し、職員に配布していた。

一方で、次のような改善すべき状況も認められた。

- ① 複数の対象機関等において、規則を確認せず、前例踏襲で業務を実施する風土・慣習が依然として存在した。
- ② 一部の対象機関等において、業務量の増大や定員削減等に起因する多忙等を理由に、コンプライアンスへの取組を後回しにする風潮があった。
- ③ 一部の対象機関等において、監査等で指摘を受けた不具合事項に関し、隷下の機関等との間で、情報の共有及び改善に向けた取組を行っていなかった。
- ④ ある対象機関等において、組織の現状を正確に把握せず、根拠もなくコンプライアンス上の問題はないと判断している幹部職員が存在した。

以上のとおり、積極的に各種施策に取り組んでいる対象機関等は、平成25年度報告と比較して増加しているものの、改善すべき状況が認められた対象機関等も複数存在した。

内部部局及び各幕僚監部は、更なる法令遵守の意識の高揚を目指して、防衛省・自衛隊におけるコンプライアンスに関する各種施策の重要性について周知に努めるとともに、機関等の積極的な取組を他の機関等にも紹

介する等の奨励策を引き続き講じ、全省的な取組としてより一層活性化させることが望ましい。

#### イ 教育

法令遵守に関する各種教育は、法令遵守の意識を浸透させ、不祥事のリスクを低減させるために、極めて重要である。

平成26年度監察では、次のような推奨される取組が見られた。

- ① 複数の対象機関等において、各種教育を定期的・計画的に行い、その際、受講できない職員が極力出ないように教育回数を増やしたり、受講できなかった職員に対する再度の教育を実施することで、全職員への教育内容の定着を図っていた。
- ② 一部の対象機関等において、分野に精通した職員が、要点を押さえた短時間の機会教育を繰り返す等、教育内容や実施要領を工夫していた。
- ③ 一部の対象機関等において、教育後に実施する簡易な試験等により職員の理解度を把握し、以後の指導・教育に活用していた。

一方で、次のような改善すべき事例も見られた。

- ① 一部の対象機関等において、全省的な取組である、情報セキュリティ、自衛隊員倫理、セクシュアル・ハラスメント防止等の各種強化期間において、教育等が未実施であったり、教育資料の回覧で済ませる等、教育が低調であった。
- ② 複数の対象機関等において、教育内容が難解、あるいは短時間で複数の項目を詰め込み教育しているため、教育内容を十分理解していない職員が存在した。
- ③ 一部の対象機関等において、法令等の基本的事項を十分理解していない職員が教育を実施していた。

以上のとおり、積極的に教育に取り組んでいる対象機関等は、平成25年度報告と比較して増加しているものの、改善すべき事例が見られた対象機関等も数多く存在した。

内部部局及び各幕僚監部は、各種教育の重要性について今一度機関等に周知するとともに、職員の理解度や職責に応じた教育、過去の事例を取り入れた教育を行う等、教育内容の定着に努めるよう引き続き指導する必要がある。

#### ウ 管理者等の意識

防衛省・自衛隊におけるコンプライアンスに関する各種施策を推進し、法令遵守の意識を高めていくには、機関等の管理者や各級指揮官（この項において「管理者等」という。）が下位の者に対し範を示すとともに、適時適切な教育や指導を自ら積極的に行っていくことが肝要である。

平成26年度監察では、次のような推奨される事例が見られた。

- ① ある対象機関等において、上級指揮官自らが法令遵守に関する教育を実施していた。
- ② 一部の対象機関等において、管理者等が自ら各事務室等を巡回し、職員の勤務状況等を把握していた。
- ③ 一部の対象機関等において、主管部署が定期的に隷下の機関等を巡回し、保全意識の高揚、遵守すべき事項の徹底等を図っていた。  
一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

- ① 複数の対象機関等において、管理者等が、コンプライアンスにおける自らの役割について無自覚で、各種点検の際に不備を看過していた。
- ② 複数の対象機関等において、管理者等が、関係規則に関する知識が不十分で、業務を部下任せにして関与していなかった。
- ③ 一部の対象機関等において、各種業務の主管部署が十分な指導・統制を行っていなかった。

以上のとおり、管理者等による積極的な取組が見られた対象機関等は、平成25年度報告と比較して増加しているものの、改善すべき事例が見られた対象機関等も増加している。

内部部局及び各幕僚監部は、管理者等が率先して法令遵守の意識高揚に向けた取組を行うよう、引き続き教育・指導を行う必要がある。

#### エ 点検・検査等

秘密保全、情報保証、個人情報保護、文書管理等の各分野について、訓令等で定められた点検・検査等を確実に行うことは、不備を速やかに発見・是正し、不祥事のリスクを低減させるために、極めて重要である。

平成26年度監察では、ある対象機関等において、部隊間で各種業務に関する交差点検を実施する等、点検・検査等に実効性を持たせるための積極的な取組が見られた。

一方で、次のような改善すべき事例も見られた。

- ① 複数の対象機関等において、秘に指定された文書等の保管容器の点検を、規則で定められたとおり実施していなかった。
- ② 複数の対象機関等において、情報流出事案の根絶を図るために実施すべき、所持品検査等の特別検査を、規則で定められたとおり実施していなかった。
- ③ 一部の対象機関等において、業務用可搬記憶媒体等の点検を、規則で定められたとおり実施していなかった。
- ④ 一部の対象機関等において、部隊等監査主任者による行政文書管理監査の際、行政文書管理に係る不具合が看過されていた。

以上のとおり、点検・検査等に積極的に取り組んでいる対象機関等が一部に見られるものの、改善すべき事例も数多く見られた。

内部部局及び各幕僚監部は、機関等に対して、各種業務に関する点検・

検査等の重要性について周知徹底し、改善を強力に推進する必要がある。

#### オ 関係職員の指定

秘密保全、情報保証、個人情報保護、文書管理等の行政事務に関連し、秘密保全責任者等の関係職員が指定され、それぞれの事務を法令に従って適切に実施する責任を負っている。

平成26年度監察では、平成25年度報告と同様、次のような改善すべき事例が見られた。

- ① 複数の対象機関等において、関係職員の一部を指定していなかった。
- ② 一部の対象機関等において、指定条件を満たしていない職員を関係職員に指定していた。
- ③ 一部の対象機関等において、関係職員に誤った職責を付与していた。
- ④ 一部の対象機関等において、指定された事実を認識していない、又は職責を十分理解していない関係職員が存在した。

内部部局及び各幕僚監部は、機関等に対し、各行政事務の関係職員を規則に従って適切に指定するよう引き続き指導する必要がある。

#### カ たちかぜ事案

本事案に関連して発出された前述の事務次官通達を受け、平成26年6月以降の監察において、①コンプライアンスに関する意識の徹底、②不適切な部下の指導及び自殺事故の防止、③情報公開関係業務及び行政文書の管理の適切な実施のための措置の実施状況について監察を実施した。

その結果、ほとんどの対象機関等において、教育や指導、心情把握のための面談等が実施されている状況が認められた。

一方で、次のような改善すべき事例も見られた。

- ① 一部の対象機関等において、必要な項目が抜けているなど、教育内容が不十分であった。
- ② 複数の対象機関等において、海上自衛隊で発生した特異事案との意識から、本事案について関心が低い職員や、事案の概要や問題点について十分理解していない職員が、指導的立場にある職員を含め散見された。
- ③ パワー・ハラスメントの項で詳述するとおり、多くの対象機関等において、不適切な部下指導の存在を訴える職員が見られた。

内部部局及び各幕僚監部は、機関等に対し、本事案が多岐にわたるコンプライアンス上の問題点を内包していること、また、同種事案が他の機関等においても生じかねないことを認識させ、本事案の教訓を浸透させるよう引き続き指導する必要がある。

## (2) 秘密保全

### ア 全般

防衛省・自衛隊における秘密保全是、国の安全確保、他国との情報共有や信頼関係の維持のために必要不可欠なものである。

平成26年度監察では、平成25年度報告で指摘した立入禁止場所等の管理に関して、いずれの対象機関等においても問題のある事例が見られず、改善が進んでいる状況が認められた。

一方で、以下のとおり、秘に指定された又は秘に該当する可能性のある文書、図画又は物件（以下「文書等」という。）の管理等に関しては、依然として改善すべき事例が数多く見られた。

このような状況が速やかに是正されるよう、内部部局及び各幕僚監部は、集合教育、巡回指導等の機会を活用しつつ、引き続き周知徹底を図っていく必要がある。

#### イ 秘に指定された又は秘に該当する可能性のある文書等の管理

平成26年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- ① 一部の対象機関等において、秘に指定された文書等が保管容器外の場所に保管されていた。
- ② 一部の対象機関等において、秘に該当する可能性のある文書等が、秘としての管理の必要性を検討されることなく放置されていた。
- ③ 一部の対象機関等において、秘密電子計算機情報を業務用可搬記憶媒体に格納せず、作業をした業務用パソコンの内蔵ハードディスクに格納したままにしていた。
- ④ 複数の対象機関等において、秘に指定された文書等を適切に管理するために整備することとされている簿冊等が整備されていなかったり、管理者による簿冊等への押印が漏れていた。

このような状況を放置すれば、秘密情報の漏えいといった重大な事態にもつながりかねないことから、内部部局及び各幕僚監部は、機関等に対し、秘に該当する文書等の管理をより厳格に行うよう引き続き指導し、速やかに改善させる必要がある。

#### ウ 秘に指定された文書等の保管容器

秘に指定された文書等は、規則に定められた基準に合致した保管容器に格納し、厳重に管理することが必要である。

しかしながら、次のような改善すべき事例が見られた。

- ① ある対象機関等において、文字盤かぎがない等、規則に合致しない保管容器を使用していた。
- ② 多くの対象機関等において、秘に指定された文書等を保管している容器の文字盤かぎの組合せを規則の定める時期に変更していなかったり、文字盤かぎの組合せの変更期日を記録する簿冊に不正確な記載をしていた。
- ③ 一部の対象機関等において、文字盤かぎは解錠したままで、さし込

み式かぎのみで保管容器を開閉していた。

このような状況は、情報の流出を防止する観点から不適切であり、速やかに改善する必要がある。

#### エ 閲覧簿への記録

秘に指定された文書等の取扱いの経過を明らかにするため、管理者は閲覧簿を備え、必要な事項を記録させることが必要である。

しかしながら、次のような改善すべき事例が見られた。

- ① ある対象機関等において、閲覧簿を整備していなかった。
- ② 複数の対象機関等において、「秘密保全に関する訓令」の趣旨に従わず、閲覧簿への記録の省略を広く行っていた。

このうち閲覧簿への記載の省略については、平成22年度報告を受けて、平成23年11月に防衛政策局から閲覧簿の適正な運用について周知徹底を図るための通知文書が発出されたが、依然として、各機関等に周知徹底されていない可能性があることから、引き続き周知徹底を図っていく必要がある。

#### オ 注意文書の管理

注意文書については、当該事務に関与しない職員にみだりに知られないよう、適切な管理が求められている。

しかしながら、次のような改善すべき事例が見られた。

- ① 一部の対象機関等において、注意文書を行政文書として適切に管理せずに書棚に放置したり、注意電子計算機情報が記録された業務用可搬記憶媒体を未登録のままに放置したりしていた。
- ② 一部の対象機関等において、一般の行政文書等の中に注意文書を混在させた状態で保管していたり、注意文書を鍵のかからない保管容器に保管したりしていた。
- ③ 一部の対象機関等において、注意文書の反古紙の裏面を記録用紙として再利用したり、事務室の備品の下に放置していた。

### (3) 情報保証

#### ア 全般

防衛省・自衛隊に課せられた任務を達成するために、パソコン等の情報システム及び情報システムにおいて取り扱われるデータ等を事故や意図的な破壊、改ざん、妨害などから保護し、機関や部隊等における正規の利用者が安全・確実かつ安定して使用できる状態を維持することが極めて重要である。

平成26年度監察では、平成25年度報告で指摘した運用承認を受けていない情報システムや業務用可搬記憶媒体の数量の削減に関して、いずれの対象機関等においても問題のある事例が見られず、改善が進んでいる状況が認められた。

また、次のような推奨される取組が見られた。

- ① 一部の対象機関等において、その組織の特性に合わせた業務の標準マニュアルを独自に作成していた。
- ② 一部の対象機関等において、職員の情報保証に関する意識の高揚を図るため、ポスターを独自に作成したり、パソコンのデスクトップ画面に標語を掲示したりしていた。

一方で、以下のとおり、業務用可搬記憶媒体や業務用パソコンの管理等に関しては、依然として改善すべき事例が数多く見られた。

このような状況が速やかに是正されるよう、内部部局及び各幕僚監部は、集合教育、巡回指導等の機会を活用しつつ、引き続き周知徹底を図っていく必要がある。

#### イ 業務用可搬記憶媒体の管理状況

小型化が進み、持ち運びが容易となった可搬記憶媒体の紛失等を原因とする情報の流出を防止するため、部隊等情報保証責任者等による集中管理の実施や管理簿の整備等により、業務用可搬記憶媒体を適切に管理することが必要である。

平成26年度監察では、次のような推奨される取組が見られた。

- ① 一部の対象機関等において、数量点検を効率的かつ確実にを行うため、仕切りのある箱等を使用して、業務用可搬記憶媒体を個別に見えやすい状態に並べて保管していた。
- ② ある対象機関等において、業務用可搬記憶媒体を容易に持ち出せないようにするため、内部の装置にカードキーを差し込まなければ業務用可搬記憶媒体を取り外せない構造の保管容器を使用していた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

- ① 複数の対象機関等において、業務用可搬記憶媒体を集中保管していなかった。
- ② 一部の対象機関等において、未使用の可搬記憶媒体を、保有数を把握することなく無施錠の書庫等に保管していた。
- ③ 複数の対象機関等において、部隊等情報保証責任者等に指定されていない職員が業務用可搬記憶媒体を保管していた。
- ④ 半数の対象機関等において、管理簿に未登録の業務用可搬記憶媒体があった。
- ⑤ 一部の対象機関等において、部隊等情報保証責任者の許可を得ないで業務用可搬記憶媒体を持ち出していたり、持ち出しの際に記録する簿冊に記載漏れや押印漏れがあった。

#### ウ 業務用パソコンの管理状況

業務用パソコンの紛失等を原因とする情報の流出を防止するため、情報システム情報保証責任者は、業務用パソコンの管理のための文書の作

成、持ち出し時の記録、可搬型の業務用パソコンへの盗難防止措置等を行い、適切に管理することが必要である。

しかしながら、次のような改善すべき事例が見られた。

- ① 一部の対象機関等において、管理簿に登録されていない業務用パソコンを書庫等に放置していた。
- ② 一部の対象機関等において、部外へ業務用パソコンを持ち出す際に、簿冊へ記録していなかった。
- ③ 多くの対象機関等において、可搬型の業務用パソコンについて、ワイヤーによる机への固定等の盗難防止措置が施されていなかったり、不十分であった。
- ④ 一部の対象機関等において、不用決定された業務用パソコンを、ハードディスク内に業務用データを格納したまま放置したり、消磁・破壊等の必要な措置をとらずにハードディスクを廃棄したりしていた。

#### エ 認証情報等の管理

情報システム情報保証責任者は、情報システムの利用者を制限する必要がある場合には、情報システムに認証機能を設けなければならない。また、認証情報等を付与された職員は、認証情報等を他人に不正に使用されないよう措置を講じる必要がある。

しかしながら、次のような改善すべき事例が見られた。

- ① 一部の対象機関等において、情報システムの認証機能を設定していなかった。
- ② 一部の対象機関等において、業務用パソコンのログインパスワードが記載された紙片を、人目に付く場所に貼り付けていた。
- ③ ある対象機関等において、業務用パソコンのログインパスワードとして、単純な数列を設定していた。
- ④ 複数の対象機関等において、情報システムにログインする際に使用するICカードをカードリーダーへ挿入したまま放置したり、複数の職員でICカードを共有する等により、権限のない職員が情報システムを使用できる状態にしていた。

#### オ 情報システムの脆弱性への対応

情報システム情報保証責任者は、情報システムが有する脆弱性に対応するため、必要な機能等を情報システムに設定する必要がある。

しかしながら、複数の対象機関等において、ウィルス対策ソフトが未導入、未更新、又は、ライセンスの有効期限が切れている状態の情報システムを使用している事例が依然として見られた。

内部部局及び各幕僚監部は、機関等に対し、引き続き情報システムの脆弱性への対応に万全を期すよう指導し、このような状況を速やかに改善する必要がある。

#### (4) 個人情報保護の状況

##### ア 全般

行政機関においては、個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政の適切かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することが重要である。

平成26年度監察では、依然として、個人情報ファイル及び保有個人情報（以下「個人情報ファイル等」という。）の管理等の基本的事項について改善すべき事例が数多く見られた。

内部部局及び各幕僚監部は、このような現状を踏まえ、機関等における個人情報保護の意識や、個人情報ファイル等の管理体制を速やかに改善するため、単なる通知文書等による注意喚起にとどまることなく、集合教育や巡回指導の強化等、より実効性のある対策を引き続き講じていくことが望ましい。

##### イ 個人情報ファイル等の管理

個人情報ファイル等の漏えい等を防止するため、保護管理者は、個人情報ファイル等の管理状況を常に把握するとともに、担当者等に、個人情報ファイル等が記録された媒体に「個人情報」の標記を表示させる必要がある。

しかしながら、次のような改善すべき事例が見られた。

- ① 多くの対象機関等において、一般の行政文書ファイル内や業務用可搬記憶媒体内等に未掌握の個人情報ファイル等があった。
- ② ほとんどの対象機関等において、個人情報ファイル等が記録された紙媒体及び電磁的記録媒体に「個人情報」の標記が表示されていなかったり、標記が赤色調でない等不適切な表示となっているものがあった。

##### ウ 個人情報ファイル等の保管状況等

個人情報漏えい等のリスクを回避するため、個人情報ファイル等を閲覧し得る者を限定することが必要である。

しかしながら、次のような改善すべき事例が見られた。

- ① 一部の対象機関等において、個人の秘密に属する事項を含む個人情報ファイル等を記録した紙媒体を鍵のかかる容器に保管していなかった。
- ② 一部の対象機関等において、個人情報ファイル等を記録した紙媒体を保管している施錠可能な書庫内に、複数の職員が共用する行政文書ファイルや消耗品等を一緒に保管していた。
- ③ 一部の対象機関等において、情報システム内に保存されている個人情報ファイル等について、パスワードの設定等、関係職員以外の者によるアクセスを制限するために必要な措置を施していなかった。

④ ある対象機関等において、暗号による秘匿措置を講じないまま、個人情報電磁的記録を業務用可搬記憶媒体に記録していた。

エ 個人情報ファイル等管理台帳の整備等

平成26年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

① 複数の対象機関等において、個人情報ファイル等管理台帳が作成されていなかったり、作成されていても記載漏れや未更新のものがあつた。

② 一部の対象機関等において、個人情報ファイル等の複製等に関し、規則に反して、1年以上の期間を定めて包括的に許可したり、書面によらないで許可していた。

オ 保有個人情報の取扱いに係る業務の委託

保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、契約条項に、規則で示された善管注意義務、秘密保持義務等の9項目の規定を基準とした規定を設けることとされている。

しかしながら、一部の対象機関等において、設けるべき規定が一部欠けていたり、内容が不明確である等の事例が見られたことから、速やかに改善する必要がある。

カ 非常時の対応

保護管理者は、災害時等の非常時における対応措置を定めることとされている。

しかしながら、複数の対象機関等において、対応措置の未策定や不徹底といった事例が見られた。

**(5) 服務事案等への対応**

ア セクシュアル・ハラスメント等

職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及びセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対応は、職員の利益の保護及び職員の能力の発揮の観点から重要である。

平成26年度監察では、次のような推奨される取組が見られた。

① 一部の対象機関等において、女性職員会同を実施していたり、独自に女性相談員へのホットラインを設置するなどして、相談しやすい相談体制の構築に努めていた。

② 複数の対象機関等において、監督者による適時の注意喚起や、服務担当による巡回等を行い、組織をあげて防止に努めていた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

① 複数の対象機関等において、身体への接触、卑わいな発言、執拗な食事への誘い、性的なからかい、職場でのわい談、宴席における酌や片付けの強要、容姿に関する発言等、セクシュアル・ハラスメント又はそれが疑われる行為が存在する旨訴える職員が存在した。

- ② 一部の対象機関等において、セクシュアル・ハラスメント相談員を、役職のみで指定したり、特定の部署の職員のみを指定するなど、性別、階級、年齢、部署等のバランスを十分考慮せずに指定した結果、女性職員から相談員へ相談しにくい状況になっていた。
- ③ 一部の対象機関等において、セクシュアル・ハラスメントのリスクが高いにもかかわらず、セクシュアル・ハラスメントは存在しない旨断言する等、リスクを十分に認識していない監督者、セクシュアル・ハラスメント相談員等が存在した。
- ④ 一部の対象機関等において、自身がセクシュアル・ハラスメント相談員に指定されていることを知らない職員や、相談員としての教育を受けていない職員がいる等、実効性のある相談員体制の構築が不十分であった。

以上のとおり、セクシュアル・ハラスメントの防止に積極的に取り組んでいる対象機関等が複数見られたほか、改善すべき事例が見られた対象機関等も、平成25年度報告と比較して減少していることから、改善が進んでいるものの、いまだ十分とは言えない。

そのほか、次のような男女共同参画の観点から、検討を要する事例も見られた。

- ① 一部の対象機関等において、女性職員の人数に比して女性用トイレが少ない等、施設面で、女性職員が勤務しにくい環境となっていた。
- ② 一部の対象機関等において、特段の理由なく、当直・宿直勤務から女性職員を除外していた。

内部部局及び各幕僚監部は、機関等におけるセクシュアル・ハラスメント防止態勢を更に改善するため、集合教育や巡回指導の強化等、より実効性のある対策を引き続き講ずる必要がある。また、併せて、勤務環境や勤務態勢についても、男女共同参画の観点から検討していくことが望ましい。

## イ パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメント（同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為）（※）の防止及びパワー・ハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対応は、セクシュアル・ハラスメント同様重要である。

※ 平成24年1月に厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ」が公表した報告書により示された「職場のパワーハラスメント」の定義及び行為類型を参照。

平成26年度監察では、次のような推奨される取組が見られた。

- ① ある対象機関等において、相談員を集めたハラスメント会同（2か

月に1回実施)により情報共有等を行い、職員の本音を積極的に吸い上げていた。

- ② 一部の対象機関等において、セクシュアル・ハラスメントと同様、管理者による適時の注意喚起や、サービス担当者による巡回等を行い、組織をあげて防止に努めていた。

一方で、たちかぜ事案に係る事務次官通達を受け、アンケート等を活用し詳細に調査した結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- ① 複数の対象機関等において、上級者が部下や後輩、来訪した業者に対し、日常的に大声で叱責していると訴える職員が存在した。
- ② 複数の対象機関等において、上級者が部下に対し、人格を否定するような発言や、人事上の不利益のほめかしを行っていると言及する職員が存在した。
- ③ 一部の対象機関等において、上級者が部下に対し、職場における無視等、人間関係からの切り離しを行っていると言及する職員が存在した。
- ④ ある対象機関等において、上級者が育児中の部下に対し、残業を強制していると訴える職員が存在した。
- ⑤ ある対象機関等において、上級者が部下に本来業務と関係が希薄と思われる作業を命じていると言及する職員が存在した。
- ⑥ ある対象機関等において、相談員に相談したにもかかわらず、未解決のまま放置されたと訴える職員が存在した。

以上のとおり、パワー・ハラスメントの防止に積極的に取り組んでいる対象機関等がある一方、平成25年度報告と同様に、改善すべき事例が見られた対象機関等が数多く存在したことから、改善が進んでいるとは言えない。

セクシュアル・ハラスメントと同様、パワー・ハラスメントを放置することは、最終的には防衛省・自衛隊に対する国民の信頼を損なう事態にもつながりかねない。そのため、「防衛省におけるいじめ等の防止に関する検討委員会」で策定の統一的な指針のもとで、内部部局及び各幕僚監部は、適切な対応に努めることが必要である。

#### ウ 薬物乱用防止

防衛省・自衛隊においては、毎年6月を薬物乱用防止月間とし、薬物乱用防止教育、サービス指導・営舎内点検等を行うこととされている。

しかしながら、一部の対象機関等において、教育や営舎内居住者に対する所持品等検査を実施していないなど、改善すべき事例が見られた。

内部部局及び各幕僚監部は、機関等に対し、薬物乱用防止の重要性を再認識させ、同期間内の教育、所持品検査等を確実に実施するよう、強力で指導する必要がある。

### (6) メンタルヘルス

防衛省・自衛隊では、困難な勤務環境下にあっても、隊員がメンタルヘルス（精神的健康）を良好な状態で保持し、使命感を持ってそれぞれの任務を全うしていくことが極めて重要である。

平成26年度監察では、次のような推奨される取組が見られた。

- ① 一部の対象機関等において、メンタルヘルス不調者の現状を把握した上で、各級指揮官等を中心に情報共有を行うなどし、メンタルヘルス不調者の復職に向けた環境整備を行っていた。
- ② 一部の対象機関等において、機関等と駐屯地等に勤務する臨床心理士とが連携して、メンタルヘルス不調者に対する復職支援等を推進していた。
- ③ ある対象機関等において、職員がカウンセリング窓口を気軽に利用できるように、体験カウンセリングを実施していた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

- ① 一部の対象機関等において、メンタルヘルスに関する教育や職員の身上（心情）把握等を行っていなかった。
- ② 一部の対象機関等において、過去にメンタルヘルス不調となった職員が存在するにもかかわらず、各種相談窓口の周知を十分行っていなかった。

以上のとおり、隊員のメンタルヘルスを良好な状態で保持するための取組を積極的に展開している対象機関等は、平成25年度報告と比較して増加しているものの、改善すべき事例が見られた対象機関等も一部存在した。

内部部局及び各幕僚監部は、積極的な取組の事例を参考にして、機関等の枠を超えて、職員のメンタルヘルスのための取組が行われるように、引き続き指導することが望ましい。

## (7) 武器・弾薬の管理

武器・弾薬の紛失・盗難事案の発生を防止するため、部隊長等をはじめとする職員が、過去の武器等紛失事案に学び、武器・弾薬の管理に関する意識を常に高めておく必要がある。

しかしながら、次のような改善すべき事例が見られた。

- ① ある対象機関等において、過去の武器等紛失事案及びそれによって得られた教訓事項に関する教育が実施されていなかった。
- ② 一部の対象機関等において、教育内容の理解が十分ではない職員が存在した。
- ③ 複数の対象機関等において、小火器の管理が一部不十分な状況であった。

内部部局及び各幕僚監部は、このような状況が速やかに是正され、武器・弾薬の管理が適切に行われるように引き続き指導・監督を充実・強化する必要がある。

## (8) 文書管理

### ア 全般

行政が適正かつ効率的に運用されるため、また、国民に対する説明責任が全うされるためには、行政文書の適切な管理が重要である。

平成26年度監察では、以下のとおり、平成25年度報告に比較し、行政文書ファイル等の保管状況に関して改善すべき事例が見られた対象機関等が若干減少していたものの、依然として行政文書ファイルの整備状況等に係る改善すべき事例が数多く見られ、また、会社から入手した資料の取扱い等に関して新たな指摘をせざるを得ない状況が認められた。

このような状況が速やかに是正されるよう、内部部局及び各幕僚監部は、集合教育、巡回指導等の機会を通じて、文書管理者や文書管理担当者等を適切に指導することにより、組織的かつ計画的に行政文書の整備を進めていくことが望ましい。

### イ 行政文書ファイルの整備状況

防衛省・自衛隊における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物にまとめる等して、行政文書ファイルを整備・管理することが必要である。

しかしながら、次のような改善すべき事例が見られた。

- ① 一部の対象機関等において、他に密接に関連する文書があるにもかかわらず、行政文書ファイル化していなかった。
- ② 多くの対象機関等において、行政文書ファイルの背表紙が整備されていなかったり、整備されていても、背表紙に誤記や記載漏れがあった。
- ③ 一部の対象機関等において、保存期間又は取得年度の異なる行政文書が同一の行政文書ファイル内に混在していた。

### ウ 行政文書ファイル管理簿への記載

行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）等の管理を適切に行うため、保存期間が1年以上の行政文書ファイル等については、行政文書ファイル管理簿に、分類、名称、保存期間等の必要事項を適時漏れなく記載することが必要である。

しかしながら、次のような改善すべき事例が見られた。

- ① 一部の対象機関等において、行政文書ファイル管理簿が整備されていなかったり、整備されていても、記載漏れや不正確な記載があった。
- ② 多くの対象機関等において、行政文書として管理すべき文書を、行政文書ファイル管理簿に記載しないまま放置していた。
- ③ 一部の対象機関等において、行政文書ファイル管理簿の記載内容と背表紙の記載内容とが整合していなかった。

インターネット上で公開される行政文書ファイル管理簿は、国民と行政機関との情報共有ツールであり、国民の知る権利の観点からも速やかに改善する必要がある。

#### エ 行政文書ファイル等の保管状況

行政ファイル等の散逸等を防止するため、行政ファイル等と個人資料とは混在させずに、明確に区分して保管しなければならない。また、個人資料は、必要最小限のものとすべきであり、職員各自の机の周辺のみに置かなければならない。

平成26年度監察では、一部の対象機関等において、主管部署が機関等内の文書の保管状況を点検・指導する等、積極的に関与している状況が認められた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

- ① 一部の対象機関等において、個人資料のファイル内に、行政文書ファイル管理簿に未記載の行政文書を綴じていた。
- ② 一部の対象機関等において、他の職員と共用している資料や前任者等から引継ぎを受けた資料を行政文書として管理せず、個人資料として保管していた。
- ③ 一部の対象機関等において、大量の個人資料を、職員の机から離れた書棚に保管していた。

#### オ 標準文書保存期間基準の設定

文書管理者は、標準文書保存期間基準を定め、それに基づいて行政文書ファイル等を管理する必要がある。また、標準文書保存期間基準は、年1回、又は必要と認める場合には随時改訂を行うこととされている。

しかしながら、次のような改善すべき事例が見られた。

- ① 一部の対象機関等において、標準文書保存期間基準が制定されていなかった。
- ② 一部の対象機関等において、標準文書保存期間基準の制定後、一度も見直しをしないまま放置していた。
- ③ 複数の対象機関等において、一般的な行政文書であるにもかかわらず、標準文書保存期間基準において、保存期間を「常用」とする等、保存期間を適切に設定していなかった。
- ④ 一部の対象機関等において、標準文書保存期間基準に設定のない保存期間を一部の行政文書ファイルに適用していた。
- ⑤ ある対象機関等において、文書管理者以外の職員に標準文書保存期間基準を作成させていた。

#### カ 保存期間満了時の措置

保存期間が満了した行政文書ファイル等については、廃棄について内閣府に協議し、その同意を得た上で、文書管理者の指定する者等が立会

いの下、廃棄するか、保存期間を延長する必要がある。

しかしながら、次のような改善すべき事例が見られた。

- ① 一部の対象機関等において、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、廃棄の協議や保存期間の延長を行わないまま保管していた。
- ② 一部の対象機関等において、保存期間が満了し、廃棄の同意が得られた行政文書ファイル等を廃棄しないまま保管していた。
- ③ 一部の対象機関等において、規則に定められた廃棄立会者の立会いなしに行政文書ファイル等を廃棄していた。

#### キ 文書の配布状況

一部の対象機関等において、中央から発出された入札談合防止等に関する文書等が、機関等の内部で、必要な部署に配布・周知されていない事例が見られたことから、速やかに改善する必要がある。

#### ク 会社から入手した資料の取扱い

UH-X事案の再発防止策として制定された「研究開発等において留意すべき事項のマニュアル」では、会社から入手した資料は、「部内限り」などの表示を行い適切に管理するのはもちろんのこと、作成会社の許可を得ずに他の会社に渡してはいけない旨規定されている。

しかしながら、一部の対象機関等において、次のような改善すべき事例が見られた。

- ① 会社から入手した資料を、行政文書としての管理の必要性を検討しないまま、個人資料として管理していた。
- ② 会社から入手した資料のうち、「取扱注意」又は「第三者への提示厳禁」等と標記されたものについて、防衛省・自衛隊としての取扱区分を検討することなく、一般的な行政文書等として管理していた。

会社から入手した資料の不適切な管理は、文書管理のみならず、入札談合防止の観点からも問題となり得るため、内部部局等は、より具体的な管理要領の制定等を含めて検討の上、適切に管理するよう、周知徹底する必要がある。

### (9) 海外渡航承認申請手続

職員の安全の確保及び情報保全の確保の観点から、職員が国の用務以外の目的で本邦以外の地域に渡航する場合は、各機関等の長に海外渡航承認申請を提出し、その承認を受ける必要がある。また、海外渡航承認申請の有無にかかわらず、全ての職員から任意に一般旅券の提出を求める等の方法により、当該申請が適切に行われているか随時確認することとされている。

しかしながら、複数の対象機関等において、当該申請が適切に行われているかの確認が実施されておらず、その必要性を認識していない担当職員

も存在した。

今般、海外渡航承認申請を行うことなく海外に渡航し、懲戒処分を受ける事例が生起したことを受け、内部部局は、例えば、少なくとも年1回は全職員を対象に当該申請が適切に行われているかの確認を実施するように定めるなど、その実施要領を明確に規定することが望ましい。

## (10) 公益通報者保護制度

### ア 公益通報の処理

#### (ア) 処理に要する時間

防衛省において、公益通報を受け付けてから結果を通知するまでに要した日数は、制度が導入された平成19年度から平成25年度の間は平均1年、平成19年度から平成26年度の間も平均1年と、短縮している状況は認められなかった。

また、個別にみると、受付から受理までに4か月以上要している案件や、受付から結果を通知するまでに2年を超える案件も散見された。

公益通報の処理に要する日数は、他省庁と比較して長くなっている状況であるが、長期化すれば、仮に通報どおりの法令違反行為等があった場合に、それだけ当該行為等への措置が遅れ、それによる被害が拡大するおそれがあり、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図るという公益通報者保護制度の目的に照らし好ましくない。

引き続き、内部部局及び各幕僚監部等が連携して、組織的に公益通報に係る調査のノウハウの蓄積・共有を図り、公益通報の処理に要する期間の短縮に努めることが望ましい。

#### (イ) 調査態勢

平成26年6月23日、関係省庁申合せにより「国の行政機関の通報処理ガイドライン」の一部が改正され、各行政機関の職員は何人であっても、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならないとされた。

内部部局は、上記ガイドラインの趣旨を引き続き周知徹底するとともに、自らが関係する通報事案の処理に関与していないことを確認・報告させる枠組を構築することが望ましい。

### イ 制度の周知等

公益通報者保護制度は、防衛省・自衛隊において生起している法令違反行為等の早期発見及び是正、国民の利益や信頼を損なうような不祥事の回避又は発生による被害の軽減を期待できるため、極めて重要な制度である。

平成26年度監察では、一部の対象機関等において、公益通報窓口を記したポスター類を事務所ごとに掲示する等の積極的な取組が行われて

いた。また、面談の結果、ほとんどの職員が同制度の趣旨を理解している対象機関等も一部に見られた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

- ① 一部の対象機関等において、制度に関する教育を実施していなかった。
- ② 一部の対象機関等において、制度の周知を目的とした掲示物が皆無であった。
- ③ 多くの対象機関等において、制度の理解が不十分な職員が多数存在した。

公益通報者保護制度については、平成22年度報告を受け、平成23年12月、防衛省における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令を所管する大臣官房から省内各機関等に対し、制度の周知徹底等を図るための措置を講ずるよう求める通知文書が発出されている。

それにもかかわらず、平成25年度報告と同様に、多くの対象機関等において、改善すべき事例が見られた。

内部部局及び各幕僚監部は、全ての機関等において、上記通知文書に基づく措置が講じられるよう改めて指導の徹底を図る必要がある。

また、機関等は、全職員が公益通報者保護制度の具体的内容や通報窓口を正しく理解するよう、反復・継続的に教育を行う等により、引き続き制度の周知徹底等に積極的に取り組むことが望ましい。

## (11) 自衛隊員倫理

自衛隊員倫理規程の遵守は、自衛隊員による職務執行に対する国民の信頼を確保する上で必要不可欠である。

しかしながら、部外協力団体との間で飲食を伴う行事を行う際に、次のような改善すべき事例が見られた。

- ① 一部の対象機関等において、職員と部外協力団体との役割分担等を明確にする協定を締結していなかった。
- ② 一部の対象機関等において、職員が負担する額を部外者よりも安価に設定していた。
- ③ 一部の対象機関等において、会計処理が不明確であった。

以上のとおり、自衛隊員倫理に関しては、平成25年度報告と同様に、複数の対象機関等において、改善すべき事例が見られた。

内部部局及び各幕僚監部は、機関等に対して、自衛隊員倫理規程の趣旨の再度周知を図るとともに、部外協力団体との関係に疑念を持たれることのないように指導を徹底させる必要がある。

## (12) 毒劇物及び有機溶剤の管理

自衛隊では、装備品等を運用・管理するという職務の特性上、多くの毒劇物や有機溶剤を使用している。これらの適正な管理は、職員の健康管理

や周辺の環境保護にとどまらず、サービス事故を防止する観点からも重要である。

しかしながら、次のような改善すべき事例が見られた。

- ① ある対象機関等において、毒劇物の管理責任者等の指定が漏れていた。
- ② 一部の対象機関等において、油脂庫等の鍵が適切に管理されていなかった。
- ③ ある対象機関等において、管理者による在庫の点検が定期的に行われていなかった。
- ④ 一部の対象機関等において、不用となった塗料等を放置していた。

以上のとおり、毒劇物等の管理に関して、平成25年度報告と同様に、改善すべき事例が一部の対象機関等で見られた。

内部部局及び各幕僚監部は、このような状況が速やかに是正されるよう、毒劇物及び有機溶剤の管理に関する指導を引き続き充実・強化する必要がある。

## 実地監察の対象機関等（入札談合防止）

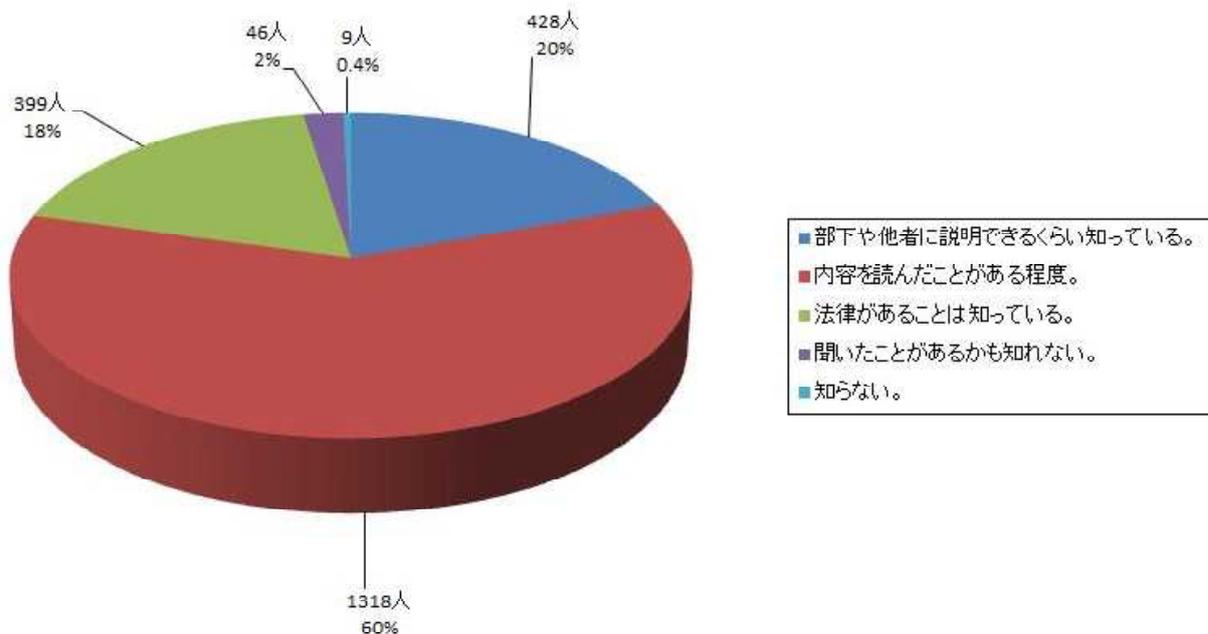
対 象 機 関 等	
内部部局 ( 8 8 )	経理装備局 ( 6 0 ) 地方協力局 ( 2 8 )
陸上自衛隊 ( 5 1 0 )	関東補給処 ( 5 1 0 )
海上自衛隊 ( 1 2 4 )	艦船補給処 ( 1 2 4 )
航空自衛隊 ( 2 2 1 )	第 3 補給処 ( 2 2 1 )
装備施設本部 ( 2 1 1 )	(施設計画課及び技術調査官を除く) ( 1 6 6 ) (施設計画課及び技術調査官) ( 4 5 )
技術研究本部 ( 5 7 5 )	内部部局 ( 3 2 9 ) 航空装備研究所 ( 1 1 2 ) 電子装備研究所 ( 8 2 ) 先進技術推進センター ( 5 2 )
地方防衛局 ( 4 8 6 )	東北防衛局 ( 1 4 0 ) 南関東防衛局 ( 3 4 6 )
合 計 ( 2 , 2 1 5 )	

注：( ) 内の数字はアンケート回答者数

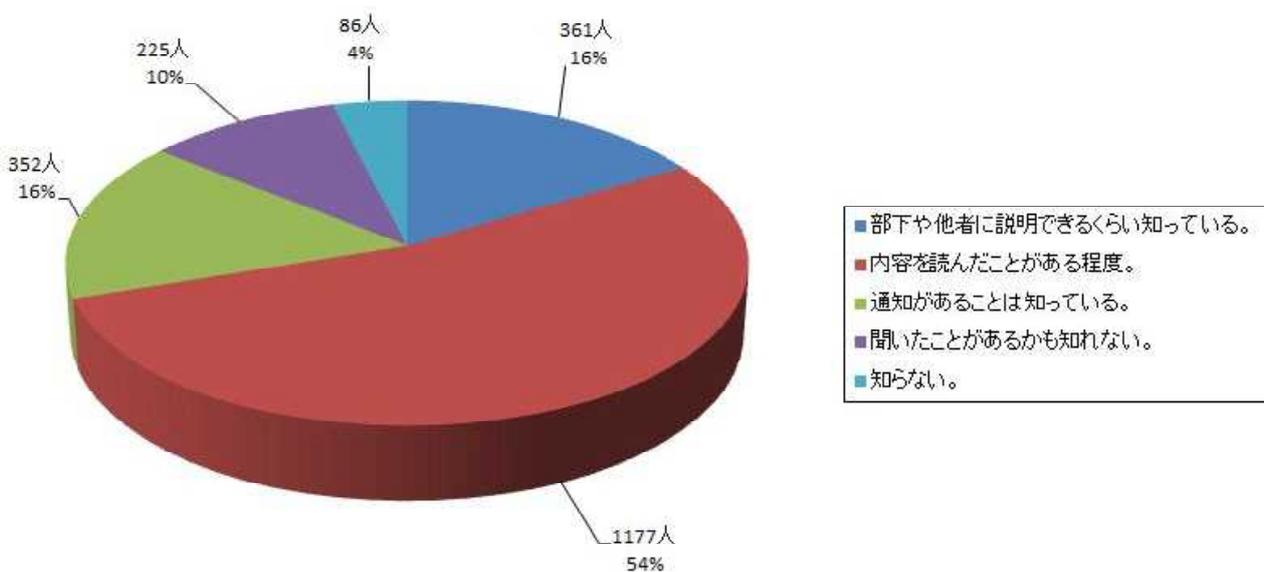
アンケート結果の概要（入札談合防止）

1 法令等の理解度

(1) あなたは、入札談合に関する法律の内容について知っていますか。

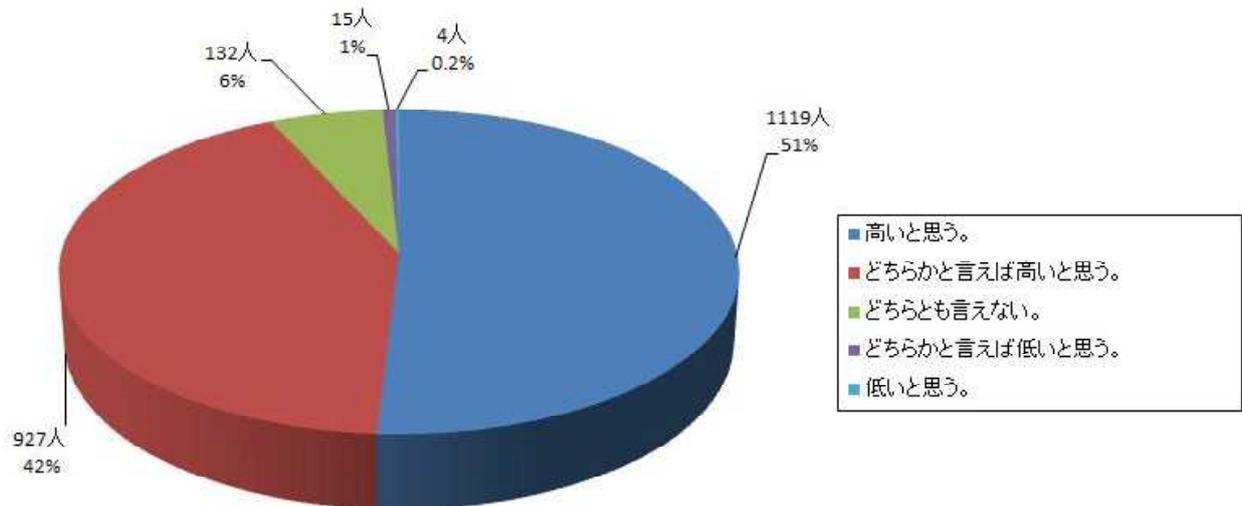


(2) あなたは、財務大臣通知「公共調達適正化について」等、一連の公共調達の適正化を図るための通知等の内容について知っていますか。



## 2 入札談合防止に対する職員の意識

あなたの職場における職員の入札談合防止に対する意識についてどう思いますか。



## 実地監察の対象機関等（法令遵守の意識・態勢）

対象機関等	
陸上自衛隊	中部方面総監部、同付隊、伊丹駐屯地業務隊、中部方面会計隊
	西部方面総監部、同付隊、健軍駐屯地業務隊、西部方面会計隊
	第6師団、神町駐屯地業務隊、第401会計隊
	第7師団、東千歳駐屯地業務隊、第324会計隊
	第10師団、守山駐屯地業務隊
	第15旅団、那覇駐屯地業務隊、第430会計隊
	第1特科団、北千歳駐屯地業務隊、第323会計隊
	中央情報隊
	中央音楽隊
	衛生学校
	研究本部
海上自衛隊	潜水艦隊司令部、第2潜水隊群
	練習艦隊司令部、第4護衛隊群
	第1輸送隊、第1練習隊
	阪神基地隊
	沖縄基地隊
	印刷補給隊、東京業務隊
	第1術科学校、幹部候補生学校、特別警備隊
	第4術科学校
航空自衛隊	中部航空方面隊司令部、第2輸送航空隊
	南西航空警戒管制隊、第5高射群、那覇ヘリコプター空輸隊
	航空開発実験集団司令部、電子開発実験群
	航空救難団司令部、入間ヘリコプター空輸隊
	秋田救難隊、三沢気象隊秋田気象班
	第1術科学校、第2術科学校、中部航空音楽隊
防衛大学校	
自衛隊体育学校	
自衛隊阪神病院	
自衛隊舞鶴病院	
自衛隊沖縄地方協力本部	
情報本部	
技術研究本部内部部局	
技術研究本部陸上装備研究所	
北海道防衛局	
近畿中部防衛局	
九州防衛局	